

報告事項 1

平成25年2月定例県議会の概要について

このことについて、平成25年2月20日から3月26日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について別紙資料に基づき報告します。

平成25年3月26日

総務課

平成25年2月定例県議会代表質問一覧

自由民主党代表質問 奥 村 悠 二

8 自立した人間をつくる教育と体罰について

(1) 日本の子どもたち、将来の日本を背負って立つ子どもたちを恐怖で支配せず、尊敬と信頼によって真に自立した人間に育ててほしいのです。これについての決意をお聞かせ下さい。

(2) 体罰をした教員への対応は、どのようなものになったのでしょうか。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、学校の運営は、教育委員会と定められています。政治からの独立の考え方によるものですが、釈然とせぬ思いがあります。一連の出来事に対して、人の子の親として、また、県の最高決定権者として、知事の見解をお尋ねいたします。

10 行財政改革について

(2) 退職金減額と早期退職について

イ また、このような状況になることは予想していたわけですから、どのような対応を準備していたのか、お尋ねいたします。

民主党代表質問 か し わ ぐ ま 光 代

4 教育懇談会について

(1) 知事は、この「教育懇談会」での入試制度についてのご意見をどう受け止め、どう生かそうとしておられるのかお伺いします。

- (2) 13年度予算案にも、特別支援教育を充実させるための、「中長期的な視点に立った特別支援教育の推進計画」策定予算等が計上されましたが、知事は、「教育懇談会において、ご提言いただいたものはスピーディーに実行していきたい」としておられます。いただいたご提言が活かされるものと考えますが、どう生かしていくおつもりか、知事のお考えをお伺いします。

減税日本一愛知代表質問 安 藤 ま さ ひ こ

5 教育の充実について

ものづくり人材育成のための産業教育の充実について

本県のものづくり人材育成のための産業教育について、今後どのように進めていかれるのか、教育長の御所見をお尋ねいたします。

公明党代表質問 木 藤 俊 郎

9 特別支援教育について

今後、幅広い観点から、しっかりとした方針のもと、本県の特別支援教育を推進していく必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

【質問要旨】

8 自立した人間をつくる教育と体罰について

- (1) 日本の子どもたち、将来の日本を背負って立つ子どもたちを恐怖で支配せず、尊敬と信頼によって真に自立した人間に育ててほしいのです。これについての決意をお聞かせ下さい。
- (2) 体罰をした教員への対応は、どのようなものになったのでしょうか。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、学校の運営は、教育委員会と定められています。政治からの独立の考え方によるものですが、釈然とせぬ思いがあります。一連の出来事に対して、人の子の親として、また、県の最高決定権者として、知事の見解をお尋ねいたします。

【教育長答弁要旨】

- 8 (1) 自立した人間をつくる教育と体罰についてお尋ねをいただきました。

体罰は、児童生徒の人格を否定し、心に深い傷を与えるとともに、学校教育の基本である教員と児童生徒との信頼関係を大きく損ねるものでありまして、決してあってはならないものでございます。

生徒が社会の一員として自立して生きていく上で必要な態度や考え方を身に付けさせるためには、時には生徒を厳しく指導することも必要となりますが、生徒の特性や心情を理解し、人格を尊重しながら生徒との好ましい人間関係を築き、指導にあたることが重要でございます。

このため、体罰のない効果的な指導方法を学校全体で工夫いたしまして、教職員一人一人に実践的指導力を高めてもらうことにより、学校教育に対する信頼の回復、強化を図ってまいりたいと、このように考えております。

- (2) 次に、体罰をした教員への対応についてでございますが、今回の実態調査では、数多くの体罰事案が報告されました。日頃の生活指導における体罰や部活動におけるたびたびの体罰など、内容はさまざまでございますので、現在、これらの事案の詳細な

調査を行っているところでございます。

これまでの自らの指導の在り方を大いに反省し、見直してもらう意味からも、厳正な対応が必要と考えております。

【知事答弁要旨】

(3) 次に、体罰に係る一連の事件・事案についての考えについてであります。本年1月に実施いたしました本県の県立学校の実態調査では、体罰に関する多くの事案が報告をされ、中には転学・退学を余儀なくされた生徒もいるとのことであり、大変遺憾に思っております。学校は、先生方が子どもたちのそれぞれの能力を引き出し、社会にスムーズに巣立っていけるよう教え導く所でありまして、保護者の皆さんが安心して子どもを任せられる場でなくてはなりません。そのような学校において、子どもたちが体罰で傷ついたり、自ら命を絶ったりするという痛ましいことはあってはならないというふうに思います。

私といたしましては、教育委員会には、体罰のない信頼関係に裏打ちされた学校づくりに全力で取り組むよう、改めて強く求めていきたいと考えております。

【質問要旨】

10 行財政改革について

(2) 退職金減額と早期退職について

イ また、このような状況になることは予想していたわけですから、どのような対応を準備していたか、お尋ねいたします。

【教育長答弁要旨】

10(2) 次に、退職金減額と早期退職についてのご質問で、学校における早期退職への対応についてもお尋ねをいただきました。

3月というのは成績処理や卒業式など学校にとって大変大切な時期でございますので、早期退職の相談や意向を示した教職員に対しましては、市町村教育委員会の協力も得ながら、職務の支障等を十分説明し、年度末まで職務を全うするよう慰留に努めてまいりました。

結果として、教員の早期退職者数は、定年退職予定数1,042名に対しまして103名と

なっておりますが、学級担任が退職する学校におきましては、児童生徒をより理解している副担任や教務主任等が代わりを務めるなど、学校全体での協力体制を整えているところでございます。

また、必要に応じて臨時的任用教員を補充するなど、学校教育活動や学校運営に支障が生じないよう各学校で措置を講じております。

【質問要旨】

4 教育懇談会について

- (1) 知事は、この「教育懇談会」での入試制度についてのご意見をどう受け止め、どう生かそうとしておられるのかお伺いします。
- (2) 13 年度予算案にも、特別支援教育を充実させるため、「中長期的な視点に立った特別支援教育の推進計画」策定予算等が計上されましたが、知事は、「教育懇談会において、ご提言いただいたものはスピーディーに実行していきたい」とおっしゃっておられます。いただいたご提言が生かされるものと考えますが、どう生かしていくおつもりか、知事のお考えをお伺いします。

【知事答弁要旨】

- (1) 次に、教育懇談会についてのお尋ねであります。

人づくり、教育は、これからの県政においてまさに根幹ともいえる大変重要なものでございます。

私自身、県民の皆様の負託を受けた知事といたしまして、愛知の子どもの教育に責任を持って取り組んでいかなければならないとの認識のもと、昨年 5 月に教育懇談会を立ち上げ、これまで 4 回にわたり、愛知の教育を巡る重要テーマについてご議論をいただいたところでございます。

最初のお尋ねの入試制度につきましては、第 2 回懇談会で取り上げ、出席者の皆様からは、様々な角度から貴重なご意見、ご提案をいただきました。

入試制度は、子どもや保護者にとりまして非常に大きな関心事であり、子どもたちの進路を左右する大きな問題でありますので、具体的な入試制度の見直しにあたりましては、様々な観点から専門的に、そしてまた色々なご意見をいただく中で慎重にもご議論していただかなければならない、色々な角度からの検討をやっていく必要があると考えております。このため、教育委員会が設置いたしました、保護者、学校関係者、教育の専門家からなる検討会議におきまして、この教育懇談会で出された意見も

踏まえ、幅広い視点から現行制度の長所と課題を整理し、具体的な改善の方向性につまきて、今まさに精力的に協議が進められているところでございます。

今後、この会議でとりまとめが得られた段階で、この教育懇談会でもご意見を十分伺ってまいりたいと考えておりますが、私としては、様々な場での十分な議論を経て、将来の愛知を担う子どもたちにとってよりよい入試制度となるようにしていきたいと考えているところでございます。

(2) また、特別支援教育についてでございます。

特別支援教育につきましては、私自身、障害のある子どもの保護者や市町村から多くのご要望をいただいているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、第4回懇談会は、特別支援教育をテーマに開催をいたしましたところ、委員の皆様から、特別支援教育推進のための総合的な計画作りの必要性や障害のある子どもの就労支援のあり方など、大変貴重なご意見をいただきました。

特別支援教育には、学校の過大化や長時間通学など、様々な課題があり、教育環境の整備等を着実に進めていくことが重要であります。そのためには、取り組みの指針となるものが必要となってまいります。

そこで、来年度、教育委員会と関係部局が協同して、医療・福祉・労働分野との連携も視野に入れた、本県の特別支援教育推進計画を策定し、スピード感をもって、特別支援教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

【質問要旨】

5 教育の充実について

本県のものづくり人材育成のための産業教育について、今後どのように進めていけるのか、教育長の御所見をお尋ねいたします。

【教育長答弁要旨】

ものづくり人材育成のための産業教育の充実につきましてお尋ねいただきました。ものづくりの技術はまさに日進月歩でございますので、基礎基本を身に付けるとともに、産業界のニーズに即した実践的な技術・技能の習得が大変重要でございます。このため、既に工業高校では、技能五輪選手や地元企業の熟練技能者の指導など、積極的に産業界と連携した教育を展開しているところでございます。企業実習についても、平成 27 年開校予定の愛知総合工科高等学校では、長期間の実習を計画いたしておりますが、今後は、その他の専門高校でも 10 日間程度の企業実習に取り組むなど、実際的・実践的な教育の充実を図ってまいります。

また、産業教育の意義や取組を広く理解してもらうため、本年 11 月でございますが、全国の専門学科等の高校生が日頃の学習成果を発表する「全国産業教育フェア愛知大会」というものを開催いたしますが、こうした取組にとどまらず、本県独自の発表の場でございます「あいちさんフェスタ」や地域の産業イベントへの参加などを通じまして、地元の小中学生や地域社会へ向けて、各専門高校の取組について積極的に PR してまいりたいと考えております。

今後ともこうした取組を通して、学校と地域社会、産業界等との連携をさらに強化しながら、本県産業教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

平成25年2月定例県議会 代表質問（2月28日） 教育長答弁要旨
公明党 木藤俊郎議員

【質問要旨】

9 特別支援教育について

今後、幅広い観点から、しっかりとした方針のもと、本県の特別支援教育を推進していく必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

本県の特別支援教育の推進につきましてお尋ねをいただきました。

障害のある子どもが、自らの力を最大限に伸ばしていくために、一人一人のニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実は、大変重要でございますが、議員ご指摘のとおり、過大化や長時間通学を始め課題が山積いたしております。

教育委員会では、次々と生ずる課題への対応に努めておりますが、今後は、これらの課題を総合的にとらえ、より先を見通して、計画的に取り組んでいくことが重要であるところのように考えております。

今年1月に、特別支援教育をテーマとして開催をされました教育懇談会におきましても、今後の本県の特別支援教育に関する推進計画の必要性を始め、福祉や地域との連携の重要性、障害のある子どもの職業的自立に向けての支援など、幅広い視点から様々なご意見をいただきましたところでございます。また、保護者の皆様や県内の市町村からも、教育環境の充実について、多くの要望をいただいております。

そこで、来年度、有識者や関係団体、市町村の方々からなる検討会議を立ち上げ、幅広く意見を伺いながら、本県特別支援教育推進の指針となる計画を策定し、これに沿いまして特別支援教育の充実に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

平成25年2月議会一般質問一覧

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	堀 寄 純 一	自民	1 EV・PHVタウン構想について	環境		
			2 特別支援学校の喫緊の課題について			
			▼ (1) スクールバスの不足について	教育	特別支援教育課	
			▼ (2) 教室の狭隘化対策について	教育	特別支援教育課	
			▼ (3) 施設補修の対応について	教育	財務施設課	
			▼ (4) 今後の特別支援学校の在り方について	教育	特別支援教育課	知事答弁
2	かじ山義章	民主	1 障害者の雇用問題及び就労支援について	産労		
			2 肝炎対策について	健福		
3	神戸洋美	自民	1 児童虐待防止対策について	健福		
			2 愛知県地域保健医療計画の策定について	健福		
			3 下水汚泥の利活用の推進について	建設		
4	みやけ 功	日本	1 愛知県の体罰の実態について			
			▼ (1) 体罰の実態調査について	教育	高等学校教育課 体育スポーツ課	
			▼ (2) 体罰が繰り返された原因について	教育	高等学校教育課 体育スポーツ課	
			2 教育委員会の役割や機能について			
			▼ (1) 体罰に係る処分について	教育	教職員課	
			▼ (2) 同一校長長期勤務や下宿の問題について	教育	教職員課	
			3 体罰の再発防止について			
			▼ (1) 今後の取組について	教育	高等学校教育課 体育スポーツ課	
			▼ (2) 今後の取組について	教育	高等学校教育課 体育スポーツ課	知事答弁
5	市川英男	公明	1 商店街の活性化について	産労		
			2 子どもの携帯電話の使用に伴う危険性とその対応について	県民		
			3 民間住宅の耐震化・減災化について	建設		
6	深谷勝彦	自民	1 県債と公債費について	総務		
			2 会計事務の諸課題について	出納		
			3 企業庁の用地造成事業について	企業庁		

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
7	中村すすむ	民主	1 地域資源を活かしたエネルギー政策について	産労・農水 環境・建設		
8	須崎かん	自民	1 公共施設の資産マネジメントについて	総務		
9	野田留美	日本	1 愛知県の集水域管理（河川流域の総合的・一体的管理）と防災について	建設・防災 環境		
10	中根義高	自民	1 人口減少における地域社会の維持について	地域		
			2 愛知環状鉄道の今後について	地域		
11	永井雅彦	民主	1 産業空洞化対策減税基金による補助金制度の効果と課題	産労		
			2 海外進出に向けた中小企業への相談内容の充実	産労		
			3 I T S（高度道路交通システム）を活用した交通対策	地域 警察		
12	原よしのぶ	自民	1 社会的ようごについて	健福		
			2 いじめについて			
			(1) 緊急調査結果について	教育	義務教育課	
			(2) 未然防止の取組について	教育	義務教育課	
13	近藤良三	民主	1 教育行政について			
			(1) 教育委員会制度について			
			ア 教育委員会の指摘、批判について	教育	総務課	
			イ 政治と教育行政の距離感について	教育	教育企画室	
			(2) いじめ体罰について	教育	高等学校教育課 義務教育課 体育スポーツ課	
			(3) 教員の資質向上の取り組みについて			
			ア 少人数学級の拡充等について	教育	財務施設課 教職員課	
			イ 教員免許更新制について	教育	教職員課	
			(4) 就学援助について	教育	財務施設課	
			(5) 教育懇談会について			
			ア 知事の現行教育委員会制度への認識等について	知政		知事答弁
			イ 教育懇談会の今後について	知政		知事答弁

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
14	青 山 省 三	自 民	1 海外産業情報センターについて	産 労		
			2 亜炭廃坑の陥没について	産 労		
			3 警察行政について	警 察		
15	広 沢 一 郎	日 本	1 公教育のあり方について	教 育	高等学校教育課	
			2 愛知県の交通安全について	警 察		
16	石 井 芳 樹	自 民	1 鉄道行政について	地 域		
17	中 村 友 美	民 主	1 奨学金について			
			(1) 国の奨学金について			
			ア 奨学金が返せない若者が増えている現状について	県 民		
			イ 奨学金受給者の累計	県 民		
			ウ 申し込みの説明の現状について	教 育	高等学校教育課	
			エ さらに説明の必要性について	県 民		
			(2) 愛知県高等学校等奨学金について			
			ア 現状について	教 育	高等学校教育課	
			イ 相談体制について	教 育	高等学校教育課	
			ウ 返還方法について	教 育	高等学校教育課	
			エ 返済が困難と思われる者への対応について	教 育	高等学校教育課	
			2 新しい出生前診断について	健 福		
18	寺 西 む つ み	自 民	1 児童自立支援施設の施設環境整備等について	健 福		
			2 県営名古屋空港の活性化について	地 域		
19	半 田 晃 士	日 本	1 DV対策について	健 福 警 察		
			2 公共職業訓練について	産 労		

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
20	小島 丈幸	公明	1 医療費適正化に向けた取組について	健福病院		
			2 本県産業を担う人材育成の方策について			
			(1) 全国産業教育フェア愛知大会について	教育	高等学校教育課	
			(2) 普通科高校におけるキャリア教育について	教育	高等学校教育課	
21	筒井 タカヤ	自民	1 県立高校の校長は校長室に1人籠らず前に出ろ！			
			(1) 小・中学校の校長は、職員室にも机とイスがある理由は？	教育	教職員課	
			(2) 県立高校の校長には、職員室に机とイスが配置されない理由は？	教育	教職員課	
			2 連続10年にわたる愛知県の死亡事故死者数の全国ワースト1位の汚名返上の為の提言			
			(1) 先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及に向けた県の施策について	産労		
			3 大村知事の県政を問う。			
			(1) 4月実施の名古屋市長選挙で河村市長再選を支援・応援されるのか？	知政		
			(2) 10%の平成26年度の県民税減税について	総務		
			(3) 自民党の参議院選挙候補の予備選挙について糾す。	知政		

1番 自民党 堀寄純一議員

【質問要旨】

2 特別支援学校の喫緊の課題について

(1) スクールバスの不足について

県教委としては、いかに考えているか、また、県内養護学校における、スクールバスの直面する課題と対応策をお知らせください。

(2) 教室の狭隘化対策について

半田養護学校に2棟の仮設校舎(プレハブ)設置を決定された基準をお知らせください。この仮設校舎をどのように使用してゆくのか。付帯設備はどのようにするのか。

26年度の予測を早急に立てて、教室の不足を補う協議会の発足を求めますが、いかがお考えかお知らせください。

(3) 施設補修の対応について

校舎や設備の老朽に伴う修繕について、もし何かあったときは、設置者としての県の責任は免れないものと考えていますが、この現状に対して教育委員会は、どのようにお感じになっていきますか。緊急的な予算措置を講ずるべきと考えますが、いかがお考えかお聞きいたします。

(4) 今後の特別支援学校の在り方について

最後に、これまでの質問や、また、指摘しました点が少しでも早く改善されるよう、過大化解消等を含めた今後の特別支援学校の在り方についてのビジョンを知事にお伺いします。

【教育長答弁要旨】

(1) 特別支援学校の喫緊の課題についてお尋ねをいただきました。

始めにスクールバスの不足についてでございます。

特別支援学校では、現在、盲学校及び養護学校で77台のスクールバスを運行しておりまして、児童生徒の約6割がバスを利用しておりますけれども、議員ご

指摘のとおり、特に知的障害養護学校におきましては、児童生徒の増加に伴い、乗車希望に見合ったスクールバスの台数を確保することが大変重要な課題となっております。

また、スクールバスを利用している児童生徒のうち、乗車時間が1時間を超える者が、知的障害養護学校では約2割、肢体不自由養護学校では約4割もいるなど、長時間通学による児童生徒の体調面への負担が大きい。こういった課題もございします。

このため、これまでも、児童生徒の増加や長時間通学の解消に向けて、スクールバスの増車を図ってきたところでございますが、今後も、緊急性の高い学校から、順次、増車に努めてまいりたいと考えております。

(2) 次に、教室の狭隘化対策についてでございます。

知的障害養護学校では、児童生徒の増加に伴う教室不足の対応といたしまして、校舎の増築や特別教室の転用など、現行の施設を工夫しながら対応しているところでございます。

仮設校舎につきましては、増築する余裕がなく、今後の学級増による教室不足が深刻な場合に設置するものでございまして、学校の教育活動に大きく支障を来す学校から、優先的に対応しているところでございます。

仮設校舎を設置する場合は、普通教室としてではなく、作業学習などが行える特別教室として使用することといたしておりまして、半田養護学校におきましても、同様でございます。また、空調及び校舎との通路につきましては、児童生徒の学習を進める上で必要でございますので、設置を予定しているところでございます。

なお、教室不足につきましては、半田養護学校に限らず、他の知的障害養護学校すべてに共通する課題となっております。

このため、来年度、特別支援教育推進計画を策定する中で、過大化解消の方策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

(3) 特別支援学校の老朽化に伴う施設修繕についてお尋ねいただきました。

特別支援学校の就学及び設置の義務制は、昭和54年から実施されておりますが、本県におきましては、それ以前に整備が進められておりますことから、耐震

性は確保されているものの、建築後30年以上経過した建物が多く存在いたしております。

そのため、今後は、適切な老朽化対策を施し、施設の長寿命化を図っていくことが次の大きな課題となっております。

しかしながら、長寿命化を図るまでの間は、定期的な点検を行うことで、施設の現状を把握し、学習活動に支障がでないよう適宜的確に修繕を行ったり、予防措置を講じるなど、日常の維持管理が重要となってまいります。

そのうち、人身事故に繋がる恐れのあるコンクリートの落下などにつきましては、施設の安全性に直結する課題でありますことから、平成23年度から3年計画で、全ての県立学校について、専門機関による外壁の打診点検に加え、建物劣化状況を把握し、総合診断を実施することで、その対応及び対策について検討を進めているところでございます。

当面は、このような定期的な点検などから、建物の現状を把握し、緊急度、危険性を踏まえ、予算の効率的・効果的な執行に努め、安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

【知事答弁要旨】

(4) 堀寄議員の質問のうち、特別支援学校につきまして、私からもお答えを申し上げたいと思います。

ただいま堀寄議員から、スクールバスの不足や教室の狭隘化、そして、また、施設補修などへの対応について、お尋ねがございました。

特別支援学校の環境の整備につきましては、半田養護学校の過大化解消を含めまして、市町村や保護者の皆様から、多くのご要望をいただいているところでございます。

今後、特別支援学校の環境整備を着実に進めていくことが重要であると考えておまして、そのためには、取り組みの指針となるものが必要となってまいります。したがって、来年度、本県の特別支援教育の推進計画を策定をし、その計画に沿って、特別支援教育の充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【要望要旨】

知事からも答弁いただきましてありがとうございます。

この半田養護学校の施設修繕に関しまして、少し述べさせていただきますが、以前までは花壇で花を育てたり、野菜を育てたりしていました。命の大切さや食育に対する教育の生きた教材として花壇を使っておったようであります。

ここ数年、それを取り止めているというお話も聞きました。それはなぜかといいますと、その上にある庇からのコンクリートの落下を予防するために、その下での作業はやらないということでございます。また、校舎のすぐ横には立たない。庇の下には入らない。そういうのが今の現状であります。

半田養護学校を視察された方が、ここの学校は管理ができていませんねと一言いわれたそうです。玄関前の庇が、コンクリートが落ちていても、その庇が割れていても、それに対する対応がなされていない。私は愛知県の養護学校教育は管理がなされていませんねと言われたような気がいたしました。

子どもたちのためにも、一日も早く安心安全な学びできるように、財政の方たちとともに早く措置をされますことを切に要望申し上げまして質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

【質問要旨】

1 愛知県の体罰の実態について

(1) 体罰の実態調査について

1 月に教育委員会が実施した県立学校における体罰の実態調査について実施した経緯とその方法及び結果はどのようなであったか。

(2) 体罰が繰り返された原因について

転学や退学を余儀なくされた生徒がいる県立高校の部活動の顧問は、過去に一度処分を受けているにもかかわらず、体罰による指導が繰り返されていた。教育委員会として、このように体罰が繰り返された原因をどのように捉えているか。

【教育長答弁要旨】

(1) 体罰についてお尋ねをいただいたところでございます。

体罰のお尋ねのうち、まず、調査の経緯とその方法及び結果についてお答えをしたいと存じます。

1 月に実施をした県立学校における体罰の実態調査につきましては、大阪市立高校の報道を受け、重大な事態につながりかねない部活動等における体罰の防止に向けて、速やかな対応が必要と考え、文部科学省の対応を待たずに、行ったものでございます。

調査にあたりましては、管理職が非常勤講師も含めた全ての教職員に対して、体罰の有無について聞き取りを行いますとともに、事前に噂や情報等のあるものにつきましては、対象となる部活動やクラスの生徒に直接聞き取りやアンケートを実施するなどして、正確な事実確認に努めたところでございます。

その結果、県立高等学校 30 校から 52 人の教職員による体罰事案の報告があり、中には、生徒に怪我を負わせたもの、運動部の部活動において体罰による指導が繰り返され、結果的に生徒が転学や退学を余儀なくされたものもございました。

(2) 次に体罰が繰り返された原因をどのように捉えているのかというお尋ねについてでございます。

まず、教育委員会が体罰で処分を行った場合も、処分後の対応や指導方法の確認は学校に委ねて、生徒への聞き取りなど、その後指導の実態を把握してこなかったことが再発を招いた一因でございまして、反省すべき点であると受け止めております。

また、学校において、部活動の成績が上がることで学校全体の活性化や生徒指導面での規律の確保につながるという思いから、部活動や生徒指導の中心となっている教員を守りたいという気持ちがはたらき、体罰に対して厳しい姿勢をとることを躊躇する雰囲気があったということも否認しません。

この他、長年にわたり部活動を指導して、実績をあげていくことで周囲の期待も大きくなり、顧問の指導に不満や違和感を抱いても、意見を言いにくい環境が生まれてしまうということも原因の一つと、このように考えております。

【質問要旨】

2 教育委員会の役割や機能について

(1) 体罰に係る処分について

体罰に係る処分の基準が他府県と比較して甘いのではないかという指摘があるが、教育委員会としてどのように考えているか。また、転学、退学した生徒を出した今回の事案に対して、教育委員会の現在の対応はどのようなか。いつ処分は行われるのか。教育長にお伺いいたします。

(2) 同一校長長期勤務や下宿の問題について

同一校の長期勤務や下宿の問題、さらには大学推薦についても体罰を見逃す環境をつくる要因の一つと考えるが、教育委員会はどのように考えているのか。教育長にお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(1) 次に、体罰に対する本県の処分基準等についてお尋ねをいただきました。

他県では体罰事案を一律に懲戒処分とする例もございますが、本県では、体罰の動機、態様、繰り返す常習性や日頃の勤務態度、体罰後の対応などを総合的に判断をいたしまして、厳正に処分を行っているところであります。

体罰に至ったケースの中には、生活態度を指導する中で指導がいきすぎて、手が出してしまったというケースや、生徒の暴力から身を守る中で起こったケースなどもござ

いまして、処分に当たっては、それぞれの状況を十分調査しているところでございます。

体罰は法律で禁じられておりまして、あってはならないことではありますが、今回の調査により、多くの体罰事案が報告されておらず、今後の処分については、より厳正な対応が必要と考えております。

これらの事案につきましては、転学、退学した事案を含めまして、現在、体罰に至った経緯、過去の状況、生徒・保護者への対応状況等を詳細に調査しているところでございまして、その結果を踏まえまして、処分を決定していきたいと考えております。

(2) 次に、同一校の長期勤務や下宿の問題、さらには大学推薦ということについても、お尋ねをいただきました。

教員の人事異動につきましては、定期人事異動実施要領で同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行うことといたしております。

このため、定期人事異動におきましては、積極的に長期勤務者の異動を行っておりますが、本人の健康状態や介護・育児など、教員個人の事情のほか、高等学校の場合は、教科・科目の制約や部活動など特色ある学校づくりなど、学校の事情から、長期勤務となる場合もございます。

しかしながら、あまりにも長期勤務となりますと、一人の教員に頼り切ることであり、長期勤務による指導のいきすぎや、緊張感の緩みなどの弊害が生じる恐れも出てまいります。

こうしたことも十分考慮いたしまして、今後、長期勤務者の状況把握に一層努めながら、今後、適切な人事管理を行ってまいりたいと考えております。

また、下宿の問題につきましては、顧問が借りているアパートに遠距離通学となる陸上競技部員を下宿させておりましたが、顧問が選手強化のため、個人的に部員を下宿させることは好ましくないと考えております。

また、大学への推薦ということでございますけれども、各学校は、大学から示されました成績等の推薦基準を満たした生徒を対象に、推薦に関する校内規定を踏まえた校内の推薦委員会の選考を経て、校長が推薦する、こういうことになっております、一個人の意向が働く制度ではないと考えております。

【質問要旨】

3 体罰の再発防止について

(1) 今後の取組について

体罰の再発防止に向けて、県教育委員会として、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長の決意を聞きたい。

(2) 今後の取組について

(刈谷工業高校の自殺に関する) 第三者委員会の動きは非常に速やかであった。今回の体罰について、知事は今後、体罰についてどう取り組まれるのか、所見をうかがいたい。

【教育長答弁要旨】

(1) 私に対する最後のご質問でございますけれども、体罰の再発防止に向けての今後の取組についてお尋ねをいただきました。

まずは、教育の不適切な指導に悩んだり、傷ついたりしている生徒・保護者が相談しやすい環境を早急に整備してまいりたいと考えております。

このため、各学校における定期的なアンケートの実施や意見箱の設置、それから県総合教育センターの相談窓口の機能充実に努めてまいります。

また、今回の実態調査の結果、明らかになった事案の多くが管理職も把握しておらず、教育委員会にも報告されておりました。このことを重く受け止めまして、体罰等の不適切な指導があった場合は、事案の軽重にかかわらず、必ず教育委員会に報告することを各校長に徹底してまいりたいと考えております。

それとともに、体罰を防止するには、学校現場での取組が最も重要でございます。校長のリーダーシップのもと、体罰によらない指導の在り方を学校全体で工夫していただき、教職員一人一人が自覚をもって実践していかねばなりません。教育委員会といたしましても、各種研修や学校訪問等を通して、各学校をしっかりと指導してまいりたいと考えております。

【知事答弁要旨】

(2) 三宅議員の質問、この体罰防止についての質問をいただきました。私からもお答えを申し上げます。

学校は、先生方が子どもたちのそれぞれの能力を引き出し、社会にスムーズに巣立

っていけるよう教え導く所でありまして、保護者の皆さんが安心して子どもを任せられる場でなくてはなりません。厳しい指導は時には必要でありますけれども、部活動において勝利至上主義に陥ったり、また、体罰等行き過ぎた指導を行ったり、ましてや児童生徒に怪我を負わせたりするといったようなことはあってはならないものでございます。

報告のあった事案につきましては、教育委員会が、詳細に事実確認を行っているところでございまして、その上で厳正に対処すると聞いております。

今回の調査をきっかけとして、教育現場から体罰をなくしていけるよう、教育委員会には学校現場をしっかり指導し、再発防止策を着実に進めるよう強く申しあげていきたいというふうに思っております。

【要望事項】

要望を2点させていただきます。

ご答弁本当にありがとうございました。まず、一般にはですね、子育てというのは、家庭、学校、地域、三位一体といわれるのは、もうこれは常識であります。学校においても、学校、親、そして教育委員会の方々が地域の有識者ならば、教育委員会、学校、親、教育委員会の三位一体を、ぜひですね、完成させていただくよう要望いたします。

さらには、今回のことで、顧問の先生をはじめ、学校長、そして親御さん、そして教育委員会、みんなつらい思いをしました。が、しかし、こういうことはですね、改善のためにはどうしても仕方がない。どうか、こういったことに対しては逃げずに、今後も、熱血先生、今回の顧問の先生、私、本当に授業受けたくらいですよ。熱血先生、すばらしい先生、そういう面もあるんです。それが行き過ぎるところを止める誰かがいてほしかった。

今後ともですね、どうぞ、熱血先生を育成していただくよう研修に力を入れていただいて、すばらしい教員を輩出していただくよう、要望させていただいて終わります。以上です。

【質問要旨】

2 いじめについて

(1) 緊急調査の結果について

24年度の緊急調査の結果を踏まえての総括と、これからどう生かしていかれるのかについて、教育長にお伺いします。

(2) 未然防止の取組について

教師のいじめ対応への力量を高めるために、いじめの予防教育、いわゆる未然防止の取組について、どのように考え、取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いします。

【教育長答弁要旨】

(1) いじめの緊急調査の結果の総括とこれからの対応につきましてお尋ねいただきました。

大津市での事案を受け、昨年9月に実施をされました、いじめの緊急調査におきまして、本県の小・中学校におけるいじめの認知件数は、約半年間を対象とする調査にもかかわらず、平成23年度1年間とほぼ同じ件数が報告されたところでございます。これは、いじめ問題について、児童生徒、保護者、学校、それぞれの意識・関心が高まった結果でもあると思いますが、見過ごされていたいじめの小さな芽が、まだ多くあったということございまして、相談事業の充実などこれまで以上にきめ細かな対応が必要であることを再認識したところでございます。

また、今回の調査では、市町村教育委員会や学校がいじめ問題に対応する場合に、警察を始めとする関係機関との連携が十分に図られていないという、こういう課題も明らかになりました。このため、愛知県教育委員会では、1月に各学校に対しまして、警察との連絡窓口となる担当教職員を指定するよう依頼をしたほか、学校や市町村だけでは解決が困難な事案に備えまして、来年度から、弁護士、警察関係者等の専門家を加えた支援チームを組織してまいりたいと、このように考えております。

(2) 次に、いじめの未然防止についてお尋ねをいただきました。

いじめ問題への対応として「早期発見・早期対応」が基本と考えておりますが、議員御指摘のように、子どもたちの中でいじめを起こさせないようにする「未然防止」の取組も、大変重要であると認識をいたしております。

このため、県教育委員会といたしましては、子どもたちがお互いを尊重できる健全な人間関係の中で、仲間を思いやる心を育むとともに善悪を判断する力を育ていけるよう、昨年度作成をいたしました、いじめの起こりにくい学校・学級づくりを進めるための手引きというものを活用いたしまして、市町村教育委員会の生徒指導担当者を対象に研修を実施しているところでございます。

また、いじめを未然に防止するためには、教師が子どもの些細な言動から心の変化をとらえることができる、そういう力量を身に付けることが必要でございます。そこで、心の専門家であるスクールカウンセラーを校内研修などの講師として活用することで、自分の目の前にいる子どもたちの人間関係や心情を理解しながら、発達段階に応じた指導や支援ができる力を、教師に身に付けてもらう取組、こういうものも、本年度から始めたところでございます。

今後も、「早期発見」「早期対応」に加えて、「未然防止」についての研修を一層充実させ、いじめ問題に取り組んでまいりたいと考えております。

13 番 民主党 近藤良三議員

【質問要旨】

1 教育行政について

(1) 教育委員会制度について

ア 「無責任」「形骸化」「事務局追認機関」等々の教育委員会への指摘、批判に対して教育委員会はどのように受けとめてみえるのかまずお示してください。また、こうした指摘、批判にどのように対処していかれるのかお示してください。

イ 中立性の観点から政治と教育行政との距離感をどう保つべきか教育委員会の考えをお伺いします。

(2) いじめ・体罰について

県教育委員会としては、いじめや体罰をどのように受け止め、こうした問題に今後どのように取り組んでいかれるつもりか、県教育委員会を代表して教育委員長さんに御答弁をいただければ幸いです。

(3) 教員の資質向上の取り組みについて

ア 教員の資質向上にとって今、特に必要なことは、教員が子どもたちとじっくりと向き合う時間的余裕のできる環境の整備が第一であり、少人数学級の拡充や正規教員の増員が喫緊の課題であります。県自らいらのご努力とともに国に強く働きかけることが必要であります。県教育委員会の取り組みについて答弁を求めます。

イ 教員免許更新制は、教員の資質向上を求めるものだが、教員の資格、職を維持するため強制を伴う制度である。受講費用及び更新事務手数料等負担軽減措置を求める声もあるが、そうした声に応えていく必要もあるのではないかと考える。県教育委員会の見解を求める。

(4) 就学援助について

国は就学援助の支給水準が引き下がることがないような仕組みを考えるとしていますが、生活保護基準の切り下げを機会に援助枠を切り詰める市町村が出てくるのが懸念されます。こうした問題に対する県教育委員会の認識とあわせて県独自の対応策も必要と考えますが、その見解を求めます。

【教育長答弁要旨】

(1)ア 教育委員会制度についてお尋ねをいただきました。

まず、制度に対する指摘、批判への受けとめ、対処についてお答えいたします。

教育委員会制度に対しては、形骸化、事務局追認機関など様々な問題点が指摘されておりますが、教育委員会としては、こうした指摘については真摯に受け止めなければならないと考えております。

このため、教育委員による学校や社会教育施設等の現地調査や、県教育委員と市町村教育委員会、PTAや学校評議員等との意見交換会等を積極的に実施することにより、地域住民の意向や所管機関の状況の把握に努めているところであります。

また、従前から教育委員会会議の開催日や議事録をホームページで公開するとともに、教育委員会の実施する事業等を広報することにより、地域住民の県教育行政への理解も図っております。

今後とも、地域の実情や多様な県民のニーズを十分にくみとりながら的確に判断するとともに、主体的な情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

イ 次に、政治と教育行政との距離感についてお尋ねをいただきました。

教育は、個人の内面的な形成に直接影響を与えることから、政治的中立性の確保が求められるものであります。また、子どもたちの健全な成長のためには、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的、継続的な教育が行われることが必要であります。

こうしたことから、教育内容はもとより、学校の管理や教職員の人事などは、独立した行政委員会である教育委員会が担うべきであると考えておりますが、一方、地方公共団体のトップでもある首長も教育委員の任命や予算編成などを通じまして、教育行政に大きな役割と責任をもっているところであります。

また、昨今の教育を取り巻く課題がますます複雑かつ多様になってきている中で、学校はもとより、家庭や地域、産業界、大学など社会全体が協力して子どもたちを育てていくことが、非常に大事になってきており、この意味でも、首長と教育委員会が連携して教育行政を推進していくということが重要であります。

そうした考えの下、本県教育の基本理念や目標を掲げました「あいちの教育に関

するアクションプランⅡ」につきましても、知事部局や警察本部、さらには市町村などと幅広く連携しながら策定したところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、首長である知事と協力し合いながら、本県教育の充実・発展に取り組んでまいりたいと考えております。

【教育委員長答弁要旨】

(2) いじめや体罰についてどう受け止め、どう対応していくのかお尋ねいただきました。

私は、学校は、子どもたちが社会で役立つ人間に成長していくために、自らを高めていく場所であり、その子どもたちの成長の支えとなる自己肯定感や安心感、成就感、連帯感など、肯定的な感情が抱けるような「心の居場所」でなくてはならないと考えております。そのため学校においては、児童生徒同士、児童生徒と教職員の間には確かな信頼関係が築かれていなければなりません。

いじめ問題に関しては、未然防止に努めるとともに、児童生徒の心や体を深く傷つけるような深刻な事態を招く前に早期発見・早期対応することが、学校に求められていると考えております。

一方、体罰による指導は、子どもの人格を否定し、大人への不信感や疎外感を植え付けるばかりでなく、学校への信頼を大きく損ねるものであり、すべての教職員が体罰は決して許されない行為であるという強い自覚をもつことが何より重要であると考えております。この観点から私は、教育委員会会議の協議も踏まえ、教育委員長としてすべての小・中学校及び県立学校の教職員に対し、体罰の防止に向けてのメッセージを発出いたしました。

あわせて、研修による教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーの有効活用や、セーフティーネットとしての相談窓口を設けるなどの対応策の充実を図っているところであります。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会とも連携して、各学校において校長のリーダーシップのもと、全ての児童生徒が自分は大切にされているという実感がもてるような指導や教育活動が工夫され、いじめや体罰のない、児童生徒と教職員が信頼関係で結ばれた学校づくりが進められるよう取り組んで参ります。

【教育長答弁要旨】

(3)ア 次に、資質向上の取り組みについてのお尋ねのうち、まず、少人数学級の拡充

や正規教員の増員への取り組みについてでございます。

平成 25 年度の政府予算案では、議員お示しのとおり、小学校第 3 学年以降の少人数学級の実施は見送られることとなりました。

このため、これまで本県が国に先行して実施してきた、小学校第 1 学年・第 2 学年及び中学校第 1 学年での 35 人学級を、他学年に拡大することは残念ながらできなかったというところでございます。

しかしながら、様々な教育課題に対応するため、これまで、国の定数改善を最大限活用いたしておりまして、来年度においても積極的な活用を図り、喫緊の課題である、いじめ問題や発達障害等の児童生徒に対応するための教員の確保に努めたところでございます。

今後、少人数学級の拡充や教員の増員には、定数改善計画が必須と考えておりますので、国に対しましては、その早期策定と確実な実施について、引き続き強く要請してまいりたいと考えております。

イ 次に、教員免許更新制についてお尋ねをいただきました。

現場の教員にとりましては、学校行事や教材研究、生徒指導など、様々な業務に追われる多忙な中で、更新講習を受講することとなるほか、特に 10 年を経過した教員は、法定の 10 年経験者研修と併せて更新講習を受講しなければならない場合もございます。このため、受講しやすい環境を整えていく必要があることは十分に認識しておりますが、受講料等の経費につきましては、教員免許は個人の資格であり、個人が負担することが原則と考えられますので、県として軽減措置を図ることは、考えておりません。

(4) 次に、生活保護基準の見直しが就学援助に与える影響について、県教育委員会の認識と対応策についてお尋ねをいただきました。

就学援助制度は、経済的理由により、子どもたちの教育を受ける機会が妨げられることがないように、市町村が必要な給付を行うものでございまして、貧困の連鎖を断ち切り、教育の機会均等を確保する上で非常に重要な制度と認識をいたしております。

したがって、生活保護費の給付水準の適正化を図るために行われる今回の見直しによる影響を及ぼしてはならないとこのように考えております。

文部科学省においても、これまで、要保護者として就学援助を受けていた者について

は、生活保護基準の見直しの影響を受けないよう扱うとともに、準要保護者についても、国の取組の趣旨を理解した上で判断するよう、市町村に依頼するとの方針を示しております。

県教育委員会といたしましても、国の動向を注視しながら、市町村に対しまして、就学援助制度の趣旨に沿った対応をしていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、国に対しましては、引き続き、準要保護者に対する就学援助制度の水準が維持できる十分な財源措置を強く要請してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

1 公教育のあり方について

これまでの愛知の県立高校の取組をどのように評価し、時代のニーズに即した魅力ある学校とするために、どのような方策をお考えでしょうか。御所見を伺います。

【教育長答弁要旨】

県立高校への評価と魅力ある学校とするための今後の方策についてお尋ねいただきました。

本県の県立高校は、県内の高校生の 3 分の 2 を受け入れておりますけれども、学力的にも幅広い層の生徒が入学し、その目的意識も様々でございます。このような状況の中で、平成 13 年度に策定をした県立高等学校再編整備計画に基づきまして、魅力と活力ある学校づくりに努めてきたところでございます。様々な取組がございしますが、例えば、総合学科の設置をはじめ、専門学科の学科改編、連携型の中高一貫教育校の設置など、生徒の学ぶ意欲を高めるという面では、一定の成果を収めてきたものと考えております。

また、県立学校の特色づくりを促す取組といたしましては、大学と連携した高いレベルの理数教育や、地域の産業界と連携したキャリア教育、部活動等を通じた学校の活力づくりなどを積極的に進めておりまして、こうした取組が、保護者や生徒からも高い評価を得てきたものと考えております。

今後は、来年度から実施をするグローバル人材育成事業など、時代のニーズに即した特色ある学校づくりを一層推進する他、これまでの実績を踏まえつつ、総合学科の設置拡大や複数部制単位制高校などの新しいタイプの学校づくりも検討してまいりたいと考えております。このためにも、生徒数の減少や校舎の老朽化等も視野に入れた県立高校のこれからの在り方を整理し直すことが必要な時期になってきているのではないかと考えております。いずれにいたしましても、こうした取組を通じまして、引き続き県民に信頼される県立学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

平成 25 年 2 月定例県議会 一般質問（3 月 5 日）教育長答弁要旨

17 番 民主党 中村友美議員

【質問要旨】

1 奨学金について

(1) 国が管轄する、独立行政法人「日本学生支援機構」の奨学金について

ウ 申し込みの説明の現状とさらなる説明の必要性について奨学金の申し込みの説明の現状と、丁寧な説明の必要性について、高校・大学の担当部局のご所見をお伺いをします。

(2) 愛知県高等学校等奨学金について

ア 現状について

愛知県高等学校等奨学金の現状についてお伺いをいたします。

イ 相談体制について

奨学金の返済が困難となった人へのきめ細やかな相談体制は整っているのか。整っていないければその必要性をどう思うか。

ウ 返還方法について

入金方法も口座振替だけでなく、コンビニや郵便局の送金などの方法はどうか。

エ 返還が困難と思われる者への対応について

高校等を卒業後、就職できなかつたり、非正規雇用などで収入が低く、返済が困難と思われる人への対応が必要と考えるが、所見を伺う。

【教育長答弁要旨】

(1) ウ 次に高校での指導についてお答えします。

国の奨学金にかかわりまして、教育委員会にも高校での指導についてお尋ねをいただきました。

御案内のように、日本学生支援機構では、次年度に大学、短期大学、専修学校専門課程に進学し、奨学金の貸与を受けることを希望する者を対象に奨学金の予約募集を行っております。

この予約奨学金の申し込みに当たりまして、各県立高校では、貸与を希望する3年生を対象に、5月上旬に応募手続のための説明会を開催いたします。この説明会で、各高校の担当者から、貸与金額や保証制度、申込基準などの貸与に関する基本事項と、貸与終了後の返還に関することなどを説明し、保護者と十分に相談した上

で、貸与を受けるかどうかや貸与の内容などを決めるよう指導しております。

議員御指摘のように、卒業後に返還が困難になり、滞納となってしまうケースが多くなっておりますことから、今後の説明に当たりましては、月賦返還額の例や延滞した場合に延滞金が発生することなど、返還する場合のこともしっかり考えて貸与の内容を決めていただくよう、より丁寧に説明してまいりたいと考えております。

(2) ア 次に、愛知県高等学校等奨学金についてもお尋ねをいただきました。

まず、奨学金の現状でございますが、現在の奨学金制度は成績要件はなく、無利息で卒業後10年間または12年間を返済期間とする制度として、国公立すべての高等学校等の生徒を対象に、平成17年度から始まったものでございます。この制度におきまして全学年が対象となった平成19年度の貸与者は2,503人で、貸与額は約7億4千7百万円でしたが、平成24年度の貸与者は3,481人、貸与額は約10億5千万円と大幅に増加をしているところでございます。

一方、返還の状況でございますが、本格的に返還が始まった平成20年度は、約8千3百万円の返還予定額に対して、未収納額が約1千6百万円で返還率は81%でしたが、平成23年度は、返還予定額が約3億2千万円、未収納額が約1億2千万円で返還率は62%と、未収納額は毎年累積してまいりますので、年々返還率は低下している状況となっております。

イ 次に、返済が困難となっている方への対応につきましては、職員が電話や家庭訪問等により事情をお伺いするとともに、病気などの場合における返還猶予の案内や、経済状況によっては、分割して返還していただくなどの相談にも応じているところでございます。

また、こうした対応につきましては、返還案内の文書にも記載をし、気軽にご連絡いただくよう促しているところでございます。

今後もそれぞれの事情に応じて、適切に対応してまいりたいと考えております。

ウ 次に奨学金の返還方法について、でございますが、口座振替の他、県の指定金融機関、収納代理金融機関である県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合などから納入していただけるようになっております。

現在、コンビニ、ゆうちょ銀行での納入はできませんが、今後、取扱いをした場

合の費用対効果などについて研究してまいりたいと考えております。

エ 最後に、返済が困難と思われる人への対応についてのお尋ねでございます。

これまでも、就職できなかつたり、非正規雇用などで収入が低く返還が困難な方につきましては、分割払いなど柔軟に対応させていただいておりました。しかし、返還猶予制度の対象とはなっておりませんでしたので、今年度の卒業生から、新たに低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は返還を猶予する制度の導入を予定しているところでございます。

いずれにいたしましても、本奨学金制度は、利用者の返還金を原資として運用されるものでございますので、無利息で誰でも利用できる本制度を継続していくためにも、利用者の個々の事情も考慮しつつ、着実に返還していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

【要望】

就職で困難な学生に対しては、低所得者に限ってではあるが、所得が戻るまでは猶予するという新たな取り組みをしていただけること大変ありがたいと思っている。

今後は返済期間の延長や支払方法の多様化を検討していただきたい。

【質問要旨】

2 本県産業を担う人材育成の方策について

(1) 全国産業教育フェア愛知大会について

本県で初めて開催される「全国産業教育フェア愛知大会」の特色と準備の進捗状況について教育長にお尋ねします。

(2) 普通科高校におけるキャリア教育について

将来の本県産業教育を支える人材育成の観点から、本県普通科高校におけるキャリア教育をどのように進めていこうとお考えか教育長にお尋ねします。

【教育長答弁要旨】

(1) 「全国産業教育フェア愛知大会」の特色と準備の進捗状況についてお尋ねいただきました。

全国産業教育フェアは、専門学科等で学ぶ全国の生徒が集い、作品展示や研究発表、全国ロボット大会等の各種コンクール等を通して、互いの交流を深めるとともに、日頃の学習成果を広く社会へ発信するものでございます。

愛知大会の特色といたしまして、まず、大会をキャリア教育の場と位置付けて、大会運営の中心となる生徒実行委員会に数多くの高校生が加わりますとともに、高校生だけでなく中学生など、より多くの子どもたちが参加し、さまざまな体験のできる大会にしたいとこのように考えています。そのため、高校生が案内役や説明役を務めながら、中学校や特別支援学校の生徒が授業で製作した作品の展示や小学生のためのものづくりの体験等を実施してまいります。

また、平成 26 年度に本県で開催をされます技能五輪全国大会・全国アビリンピックのプレ大会としても位置付けておりまして、技能五輪の種目の紹介や選手による実演、講習会などを通して、小中学生や高校生がものづくりの魅力や匠の技に触れる機会といたします。

今年度、商工会議所をはじめ、関係団体の御協力を得て、大会準備委員会を立ち

上げ体制を整えますとともに、生徒実行委員会も広報活動のほか、運営や発表に向けた準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、愛知大会の開催を通して、専門高校生が、自らが学ぶ専門分野に誇りをもち、地域産業や地域社会に貢献する意識を高めるとともに、広く県民の皆様専門学科を理解していただく有意義な機会にしてまいりたいと考えております。

(2) 次に、普通科高校におけるキャリア教育の推進についてお答えをいたします。

普通科では、卒業者のうち約8割が大学や専門学校等へ進学しておりますが、将来の自分の在り方を考えることを先送りする傾向が強く、進路意識や目的意識が希薄なまま進学している者が少なくないという指摘もございます。

このため、本県といたしましては、普通科高校を含む全ての高校でインターンシップ等の体験的なキャリア教育に取り組んでおりますが、普通科では受入れ先の制約などもあり、参加人数が少なかったり、業種に偏りがあつたりするなどの課題がございます。この課題を解決するため、教育委員会では、インターンシップ等の受入れや社会人講師の派遣に協力していただける事業所等を「あいち夢はぐくみサポーター」として広く募集をいたしております。現在、各種メーカーや銀行、スーパーなど、264事業所の登録があり、普通科高校での利用が期待されるところでございます。

また、本県では、小学校から高校までを通したキャリア教育に関する学習活動の記録であり、自分の就きたい職業について考えてもらうためのキャリア教育ノートを独自に作成をいたしており、普通科高校での利用促進を図ってまいりたいと考えております。

このような取組を通して、生徒が将来の自らの進路を主体的に考え選択できるよう、普通科高校におけるキャリア教育を推進してまいります。以上でございます。

【質問要旨】

1 県立高校の校長は校長室に1人籠らず前に出ろ！

- (1) 小・中学校の校長は、職員室にも机とイスがある理由は？教育長に伺います。
- (2) 県立高校の校長には、職員に机とイスが配置されない理由は？教育長に伺います。

【教育長答弁要旨】

- (1) 県立高校の校長室についてのお尋ねのうち、まず、小・中学校において、職員室にも校長の机とイスがある理由についてでございます。

詳細にその経緯は承知いたしておりませんが、多くの小・中学校では、職員全員を収容できる会議室を持っておりません。また、そのことに加え、朝の打合せや職員会議などで校長からの指示や情報交換が行われるなど、話し合いが多くもたれているといったことがございます。そういったことが大きな理由ではないかと考えております。

- (2) 次に、県立高校でも、職員室に校長の机とイスを配置すべきではないかとの主旨でお尋ねをいただきました。

県立高校の職員室に校長の机は置かれておりませんが、校長は、教頭・事務長と連絡を密に取りながら、校務全体を掌握し、円滑な学校運営を行っていく必要がございますので、随時、授業視察や、職員室を含めて校内を巡視するなど、職員の人事管理を始め、校内の状況把握にそれぞれ努めているところでございます。

しかしながら、昨今学校では、いじめ・不登校や、教職員の不祥事など様々な課題がございますほか、魅力や特色ある学校づくりの重要性も高まっておりまして、校長はこれまで以上に学校の状況を的確に把握しながら、リーダーシップを発揮して、信頼され、期待される学校づくりに努めることが重要となっております。

こうした中での議員のご提案につきましては、以上申し上げました観点から学校現場の意向なども踏まえながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

【再質問要旨】

4月1日に実施ができませんとおっしゃるなら、出来ない理由を具体的に述べてい

ただきたい。

【教育長答弁要旨】

4月1日から実施するのかというご質問、再質問をいただきました。

ご指摘のように校長は、より校内状況を把握する必要があると、このようには考えておりますけれども、校長は、常日頃からそれぞれの学校の実態に合わせて校内の状況把握に努めているところでございます。県立高校様々であると思っておりますので、今後、学校現場の意向なども踏まえながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

平成25年2月議会 議案質疑一覧

教育委員会総務課

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課
5区分	浅井よしたか	民主	第11款 教育費	あいちグローバル人材育成事業費	
2番			第1項 教育総務費	(1)英語教育における小・中学校の連携について	義務
				(2)地区内の小中高が連携した英語教育の取組について	高校
				(3)国際戦略プラン終了後の取組について	高校
5区分	島倉誠	自民	第11款 教育費	あいちグローバル人材育成事業費	
8番			第1項 教育総務費	(1)スーパーイングリッシュハブスクール事業について	
				ア 国のスーパーイングリッシュランゲージハイスクール事業の成果と課題について	
				イ 英語以外の科目の英語による指導について	
				(2)「イングリッシュキャンプ in あいち」について	
				ア 選考方法について	
				イ 共同生活を送る外国人について	
				ウ 異文化交流の内容について	
				(3)「高校生チャレンジ促進事業」について	高校
				ア 選考方法について	
				イ チャレンジの内容について	
				(4)「国際バカロレア」について	
				(5)「高校生の留学促進事業」について	
				ア 平成24年度の応募状況について	
				イ 公立高校生の留学生が少なかった理由について	
				ウ 文部科学省の事業について	
				エ 今後の広報・支援体制について	
5区分	柴田高伸	民主	第11款 教育費	スクールカウンセラー設置事業費	
11番			第1項 教育総務費	(1)スクールカウンセラーの必要性等について	義務
				(2)スーパーバイザー配置の経緯とその成果について	
5区分	いなもと和仁	日本	第11款 教育費	学校給食振興事業費	
15番			第7項 保健体育費	・学校給食における食物アレルギーの対応について	健康

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課
5区分	渡辺昇	自民	第11款 教育費	教職員について	
16番			第2項 小学校費	1 養護教諭を支援する取組について	財務
			第3項 中学校費	2 優秀な教員の確保について	
				(1)教員採用への取組状況について	教職
				(2)今後の取組について	教職
5区分	河合洋介	民主	第11款 教育費	体育・野外活動施設管理運営委託費	
17番			第7項 保健体育費	(1)愛知県体育館における重点改革プログラムの目標等について	体育
				(2)愛知県体育館の利用者増への取組について	
				(3)愛知県野外教育センターの本年度の取組について	
				(4)愛知県野外教育センターの必要性と存続について	
5区分	加藤喜久江	日本	第11款 教育費	特別支援教育体制推進事業費	特支
19番			第1項 教育総務費	・小・中・高等学校等における特別支援教育の充実について	
5区分	渡会克明	公明	第11款 教育費	あいちグローバル人材育成事業費	高校
20番			第1項 教育総務費	・スーパーイングリッシュハブスクール事業について	

平成25年2月定例県議会 議案質疑（3月8日） 教育長答弁要旨
第5区分2番 民主党 浅井よしたか議員

【質問要旨】

1 あいちグローバル人材育成事業費について

- (1) 英語教育の開始学年や授業内容、小・中学校の連携状況において、市町村ごとによりバラツキがあると感じますが、県教委として、その現状をどう把握し、どのように評価しておられるのか。
- (2) 豊橋には小中高の連絡協議会があり、英語教育の研修等を行っているが、他の地区でも実施してはどうか。
- (3) 国際戦略プランは5ヵ年計画であるが、英語教育においてはもっと長期間のものでなくてはいけない。国際戦略プラン終了後はどうするおつもりか。

【教育長答弁要旨】

- (1) あいちグローバル人材育成事業に関わりまして3点お尋ねをいただきました。まず、英語教育における小・中学校の連携、小学校での開始学年や授業内容の違いについてお答えをいたします。

平成24年度から完全実施となりました中学校の学習指導要領には、地域の小学校の実情に応じて英語科第1学年の指導計画を作成するように書かれておりまして、小・中学校間の接続ということが重視をされております。

これに基づきまして、県内では、中学校の英語科教員が校区の小学校に出向いて授業を行ったり、中学校配置のALT（外国語指導助手）が小学校を巡回したりするなどの取組を進めている小・中学校もございます。

また、県内の5つの市町村では、英語教育をより重視し、教育課程特例校として、授業時間数を増やしたり、開始学年を早めたりするなど、学習指導要領の基準によらない先進的な取組を進めておりますが、あわせて、小学校と中学校とを系統的な教育課程でスムーズにつなぐことで、子どもたちが中学校の英語科の学習に抵抗なく入ることができるというふうに聞いております。

英語教育における小・中学校の連携、さらには小学校での開始学年や授業内容の違いの実態につきましては、詳細まで把握しておりませんが、その地域の実情に応じて取組まれていると考えております。

とはいえ、県教育委員会といたしましては、英語教育を進める上で小・中学校の連携は大変重要であるとおのうに考えておりますので、今後は実態の把握に一層努めながら、市町村教育委員会に対し、小・中学校間の連携を進めていくよう働きかけを強めてまいりたい、このように考えております。

(2) 次に、地区内の小中高が連携した英語教育の取組についてのお尋ねでございます。

豊橋市におかれましては、議員お示しのとおり平成21年度から「豊橋市小中高連携教育推進協議会」を立ち上げるなかで、英語教育分科会を設置され、小・中学校と高等学校の英語科教員が連携しながら、英語授業のあり方を研究する会を開催するなど、小中高を通してつながりのある英語教育が行われるよう取り組んでいるところでございます。

一方、本県で、新年度から実施する予定の「スーパーイングリッシュハブスクール事業」では、県内を12地区に分けて、地区ごとにハブスクール校を設置するというように考えております。

このハブスクール校でございますが、地域内の高校だけでなく、地域全体の児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高めるための中心的な役割を果たしていくことを目的のひとつというふうに行っている所でございます。

このために、ハブスクール校を中心に小中高を通じて同じ方向で英語教育を進めていくことが重要であるとおのうに考えておまして、市町村教育委員会とも連携しながら、各地区において小中高の連絡協議会といった組織を設置していく考えでございます。

その設置にあたりましては、豊橋市の取組も参考にさせていただきたいとおのうに考えております。

(3) 最後に、国際戦略プラン終了後はどうするのかというお尋ねをいただきました。

グローバル人材育成事業につきましては、国際戦略プランに位置付けられておりますので、5か年計画で進めていく予定といたしております。

しかし、今後、グローバル化の一層の広がりが予想される中で、グローバル人材の育成、とりわけ英語教育の充実につきましては、重点的かつ継続的に取り組まなければならない重要な課題となっております。

このため、グローバル人材育成事業の実施にあたりましては、英検やTOEIC（トイック）といった外部検定試験結果等の客観的データも活用しながら、事業のあり方を毎年検証し、改善に努めてまいりたいと考えております。

また、プランの計画期間終了後の取組につきましては、本事業の成果と課題を踏まえながら、英語教育の充実に向けて検討してまいりたいとこのように考えております。

【要望】

教育長にご答弁いただき、実態の把握にしっかりと取り組んでいただけるということですので、よろしく願いたい。

ただ、気になることが一つあります。県教委の方と話をしていると、「小・中学校は市町村教育委員会が管理しているので、県教委が市町村立の小・中学校のことについて指示や命令をすることはできない。」と言われます。県教委が市町村教育委員会に命令する立場ではないことは理解しており、小学校3年生から英語を開始するように指示や命令を出すことができないことも分かっております。

しかし、この「あいちグローバル人材育成事業」は県全体で進めていかれる事業であるので、県教委としましては、市町村教育委員会や小・中学校に対しても、指示や命令ということではなく、熱意をもって垣根を越えていただきたい。

県教委が現場にもっと足を運んでいただいて、小・中学校の英語教育の充実のために、前向きな検討をしていただき、リーダーシップを発揮していただきたい。市町村教育委員会に対しても熱意をもって働きかけていただき、全県的な取組として推進していただきたいことを要望として、質問を終わります。

【質問要旨】

あいちグローバル人材育成事業費について

(1) スーパーイングリッシュハブスクール事業について

ア 国のスーパーイングリッシュランゲージハイスクール事業の成果と課題はどのようなものであり、それを「ハブスクール事業」にどのように生かされていくおつもりお伺いする。

イ 英語以外の科目を英語で指導すると伺っているが、その場合ある程度の基礎英語のレベルが求められると考えるが、選抜基準はどのようなもので、どういった教科で何時間程度を予定しているのか伺う。

(2) 「イングリッシュキャンプ in あいち」について

ア 県内 2 カ所、4 泊 5 日の日程で小・中学生と高校生あわせて各地区 60 名の参加を予定されているとのことであるが、選考方法はどのようにおこなうのか。

イ 共同生活を送る外国人は何名程度を予定しているのか。

ウ どのような内容で異文化交流をはかろうとされているのか。

(3) 「高校生海外チャレンジ促進事業」について。

ア 選考方法はどのようにされるのか。

イ どのような取組が「チャレンジ」の対象となるのかお伺いする。

(4) 「国際バカロレア」について

旭丘高校が認定校ではなくて、国際バカロレアに準じたかたちで新たに参加するとのことだが、このバカロレアの趣旨をどのように踏まえた教育の調査・研究に取り組まれ、具体的にどのような取組をされるのか、お伺いします。

(5) 「高校生の留学促進事業」について

ア この事業への平成 24 年度への応募状況はどうであったのか。

イ 公立高校生徒の留学者が少なかった理由をどのように分析したのか。

ウ 文科省の事業として、「高校生留学推進協議会の開催」、「グローバル人材育成のための講師の学校への派遣」、「留学相談員の配置」と 3 つの施策メニューがあったが、本県は平成 24 年度にこれらの事業には取り組まなかった。グローバル人材を育成するためには、こうした事業に積極的に活用すべきと考えるがいかがか。

エ 推進のための広報や支援体制は急務と考えるが、どのように取り組まれるのか、お伺いする。

【教育長答弁要旨】

- (1) 「あいちグローバル人材育成事業」に関しまして、多岐にわたるお尋ねをいただきました。順次お答え申し上げます。

まず初めに、文科省の「スーパーイングリッシュランゲージハイスクール事業」の成果と課題ということでございますが、成果としては、英語の授業を教員がすべて英語で行う指導や、大学やジャイカなどの国際機関と連携した国際理解を深める取組等を積極的に進めましたことで、生徒の英語力を高め、国際感覚を育成することができたと考えております。一方、課題といたしましては、この取組を他校に十分に広げることができなかつたことなどがあげられます。

新年度に予定をいたしております「スーパーイングリッシュハブスクール事業」でございますけれど、こうした点を踏まえ、特にハブスクール校における成果を地域の他の高校にも普及・還元できるように工夫してまいりたいと考えております。

次に、英語以外の科目の英語による指導についてですが、主に「総合的な学習の時間」等での実施を想定いたしております。実施校の選定については、現在検討中ではありますが、実施の詳細については、各校の実情に応じて考えてまいりたいとこのように考えております。

- (2) 次の「イングリッシュキャンプ in あいち」についてのお尋ねであります。この事業では、さまざまな国の人たちとの全て英語を使っての共同生活を送ることで、英語によるコミュニケーションに対する自信を育み、外国の文化や考え方への興味・関心を高め、相互理解の大切さを学ぶことをねらいとして行うものでございます。

参加者の募集や選考の方法については、現在検討中ございまして、参加する外国人の人数についてもまだ確定はいたしておりませんが、外国人語学講師の他に県内の大学や高校の留学生にも多数参加してもらいたいとこのように考えております。

キャンプの具体的な内容につきましては、児童生徒の学年や英語能力に応じてクラス分けを行い、それぞれのレベルに応じた異文化交流の取組を実施する予定といたしております。その中で、自国の文化について英語で紹介する取組なども進めたいとこのように考えております。

- (3) 次に、「高校生海外チャレンジ促進事業」についてでございますが、この事業は、子どもたちの内向き志向を打開し、世界に目を向けさせるためのきっかけづくりをね

らいとして行うものでございます。

選考にあたりましては、海外でチャレンジしたいことについての企画書や作文、学校長の推薦書等を提出してもらいまして、それらをもとに、選考委員会を設けて審査をしてみたいと考えております。

対象となるチャレンジの内容につきまして、幅広く受け入れていきたいというふうに考えておりますけれども、短期の海外語学研修をはじめ、本県企業の海外工場等におけるインターンシップ、あるいは海外ボランティア活動こういったようなものを想定しているところでございます。

- (4) 次に、「国際バカロレア」のお尋ねであります。本年度から旭丘高校では、国際バカロレアのめざす全人的な教育プログラムを授業に取り入れまして、グローバル社会で必要とされる論理的思考力やコミュニケーション能力を高める方法について研究しているところであり、来年度も文科省の助成を受けて継続してまいります。

具体的には、総合的な学習の時間や公民科の授業の中で「知識の理論」と呼ばれる、例えば「環境問題」などの教科横断的なテーマについての課題学習等を取り入れたカリキュラムについての調査・研究を行っているところでございます。

これは、あくまでも学習指導要領に基づいて行うものでございまして、バカロレアに準じたかたちをすぐに目指すというものではございません。

- (5) 最後に、文部科学省の「高校生の留学促進事業」についてもお尋ねをいただきました。

平成24年度の本事業への応募者は国公立高校7名、私立高校13名の計20名でございまして、そのうち、国公立5名、私立10名の生徒が選考されたところでございます。私立高校は留学コースなどをもつ学校からの積極的な応募があったことから、公立高校を上回る結果となっております。

ご質問にございました文科省の3つの施策につきましては、本年度は実施をできなかったところでございますが、来年度も同様の事業が実施される予定でございますので、留学への機運を高めるためにも、これらの事業を活用いたしまして「留学フェアの開催」や「グローバル語り部の派遣」などの取組を進めていく予定といたしております。

今後の広報につきましては、年度当初に、チャレンジ事業は、全県立高校に、また、留学促進事業は、県内の全高等学校に通知をいたしますとともに、ホームページ

等にも掲載してまいりたいとこのように考えております。

【要望】

世界と闘えるあいちの実現には、優秀な人材の育成は欠かせません。本事業をより実りあるものにするためには、先日、浅井議員からもご指摘要望されましたが、やはり長期的視野にたった事業展開をしていただきたいと思います。教育長もご存じだとは思いますが、東京都では本県よりも早くから長期的かつ戦略的に取り組んでいます。石塚議員からはリニアインパクトによるストロー現象の懸念についての発言もありましたが、そうならないためにも現在実施しているたとえばALTの派遣の充実や指導内容の充実など、また、小中学校の連携の推進など積極的に取り組んでいただきたいと考えます。また、せっかく育てた人材も将来受け皿となる企業がなければ流失をしてしまうことにもなります。そうしたことにならないためにも、教育委員会としても庁内関係部局はもちろんでありますが、ときには経済界や企業にも直接お出かけをいただき、経済界や企業側のニーズも把握しながら進めていただきたいと思います。世界で活躍する人材を育てるために、熱意と深い愛情をもって教育委員会には学校現場ともどもしっかりと取り組んでいただくよう要望をして終わります。

平成25年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分11番 民主党 柴田高伸議員

【質問要旨】

スクールカウンセラー設置事業費について

(1) スクールカウンセラーの必要性等について

県教育委員会としては、スクールカウンセラーの必要性や有用性について、どう評価されているのか、教育長にお伺いします。

(2) スーパーバイザー配置の経緯とその成果について

スーパーバイザーを配置された経緯とその成果について教育長にお伺いします。

【教育長答弁要旨】

(1) スクールカウンセラー設置事業費についてのお尋ねのうち、まず、その必要性や有用性、評価につきましてお答えを申し上げます。

いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の対応にあたりましては、学校における相談活動の充実を図ることが重要でございまして、県教育委員会といたしましては、平成13年度よりスクールカウンセラーの配置を順次拡充してきたところでございます。

スクールカウンセラーによる相談件数は年々増加をしており、昨年度はのべ10万件を超えておりました、児童生徒をはじめ保護者や教職員からの相談にも対応している状況でございます。

また、その有用性についてでございますが、とりわけ小・中学校の不登校児童生徒が改善に向かう割合は、スクールカウンセラーに相談していない場合、約2割程度でございますけれども、スクールカウンセラーが関わった場合、約6割の児童生徒に改善傾向が見られたという報告を受けております。

いじめ問題につきましても、スクールカウンセラーが関わることで、子どもの些細な言動から心の変化をとらえ、早期発見・早期対応に結び付けることができた事例も多くございました。

県教育委員会といたしましては、今後、教員が子どもたちの心情や人間関係を理解しながら、発達段階に応じた指導や支援ができる力を身に付けられるよう、スクールカウンセラーを教員研修などにも積極的に活用いたしまして、いじめや不登校の未然防止に

も努めてまいりたいとこのように考えております。

(2) 次に、スーパーバイザーを配置した経緯とその成果についてお答えを申し上げます。

スクールカウンセラーの配置拡充にともないまして、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーが増加をし、その資質の向上が課題となってまいりました。

また、学校や家庭における突然の事故や重大事件により、児童生徒が大きな動揺や不安を抱え、一刻も早く適切な心のケアが必要となる事態もございました。

県教育委員会といたしましては、こうした状況に対応するため、今年度新たに、特に豊富な経験と指導力をもつスクールカウンセラーをスーパーバイザーとして3名配置することといたしました。

今年度は、勤務経験が2年未満のスクールカウンセラー80名に対しまして、スーパーバイザーがのべ102回の巡回指導を行い、それぞれの勤務校の状況に応じた相談体制を構築するよう指導してきたところでございます。

また、市町村や高等学校の要請に応じまして、これまでに小・中・高等学校合計20校の緊急支援に入りまして、児童生徒の心の安定を図ることで、正常な教育活動の回復に成果を上げております。

来年度は、2名増員する予定でございますが、今後もこれらのスーパーバイザーを有効に活用しながら、スクールカウンセラーを軸とした各学校での相談活動の充実に努めてまいりたいとこのように考えております。

【要望】

それでは、要望させていただきます。

ただいま御答弁をいただきましたように、学校現場における教育相談体制の整備にはスクールカウンセラーが不可欠であるということでありました。各種現場の調査などによっても、スクールカウンセラーの必要性とその効果の定着については、確認ができる場所でもありますので、本県においても一層の拡充をお願いしたい。あわせて、これも先ほど御答弁いただいたなかにもありましたけれども、経験の浅いスクールカウンセラーの資質向上、あるいはそもそも心理専門職などの有資格者が不足しているということ、あるいはスクールカウンセラーの勤務条件などの雇用形態、あるいは所属などの派遣形態、あるいはスクールカウンセラーに求められるソーシャルワーク的活動への支援など、さまざま現場における改善点もあるようにお聞きをいたしておりますので、今後は現場の声もしっかり

と聞いていただきながら、スクールカウンセラーの役割が十分発揮できるように体制を構築していただきますように要望して終わります。

平成25年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分 15番 減税日本一愛知 いなもと和仁議員

【質問要旨】

学校給食における食物アレルギーへの対応について

県内の小中学校において学校給食でアレルギー対応が必要な児童生徒はどれくらいいるのでしょうか。

また、そうしたアレルギー対応が必要な児童生徒を持つ親が安心して学校給食を食べさせることができるよう、県教育委員会ではどのような対応をしているのか、今後の対応策についてもお尋ねいたします。

【教育長答弁要旨】

学校給食における食物アレルギーへの対応について、お尋ねいただきました。

昨年5月の本県独自の調査では、県内の公立小中学校の児童生徒630,761人のうち、給食においてアレルギー対応が必要な児童生徒は15,614人で、全体の約2.5%となっております。ほぼ全国と同様の数字でございます。

次に、県教育委員会での対応についてでございますが、平成20年3月に文部科学省から示されました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、こういうものを受けまして、本県では食物アレルギーを持つ児童生徒の把握やその対応などをまとめました「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」、こういうものを平成21年度に発行いたしまして、すべての小中学校へ配布しているところでございます。

この手引を活用し、県では毎年度、教職員に対する研修会等の機会に啓発をしております、各学校ではそれぞれの実状に合わせて対応しているところでございます。

特に、アナフィラキシーショックが起きた際に使用するエピネフリン自己注射「エピペン」の取り扱いにつきましては、該当する児童生徒の担任などの教職員を対象とした講習会を開催しているところでございます。

今後とも、研修会においてこの手引等を活用して、教職員の意識をさらに高めますとともに、学校としてアナフィラキシーの重症度や状況に合わせて適切かつ実践的に対応できるよう指導することによりまして、食物アレルギーをもつ児童生徒や保護者にとりまして、学校給食がより一層、安全・安心なものとなるよう努めて参ります。

【質問要旨】

1 養護教諭を支援する取組について

健康問題は命にも関わってきます。子どもたちへきめ細かな指導を継続的かつ適切にできるよう、養護教諭の専門性を高めつつ、これを柔軟に配置するなど支援体制を整備する必要があると考えますが、県教育委員会はどのように取り組まれていくのかお伺いします。

2 優秀な教員の確保について

- (1) しばらくの間、大量退職が続きますが、本県教育の充実のためには優秀な教員の確保が必要となります。現在までどのような考えで採用を行ってきたのか。教育長に伺います。
- (2) 又、今後どのような方策を持って取組んでいかれるのか。教育長に伺います。

【教育長答弁要旨】

- 1 まず、養護教諭を支援する取組についてお答え申し上げます。

小中学校における養護教諭の配置につきましては、基本的に標準法に沿って行っておりますが、子どもの心身の健康問題には、専門的見地を踏まえ、どの学校でも適切に対応していかなければなりませんので、国の基準では配置対象外になります2学級以下の小規模校や分校にも、県独自に養護教諭を配置しているところでございます。

また、複数配置基準に近い比較的規模の大きな学校におきましては、小幅な児童生徒数の増減でも年度毎に配置数が変わることがございますが、特に児童生徒数が減って養護教諭の配置が2人から1人になります場合は、子どもたちへ継続的にきめ細かな指導を行えないこういう状況も生じてまいります。

こうしたことから、平成24年度から児童生徒数の減少にも弾力的に対応できるよう、基準から20人少ない緩和幅を設けまして、本来は単数配置になる場合でも、2年を上限に複数配置を継続することといたしました。

一方、養護教諭の専門性を高める取組につきましては、経験の少ない者でも専門職としての実践的能力が必要とされますので、これまでも退職した養護教諭の知識と経験を

活用した新規採用者の専門研修や採用2年目を対象とした実践力向上研修を行っているところでございますが、来年度からは、新たに採用3年目を対象としたスキルアップ研修を実施することとしました。

今後におきましても、子どもの心身の健康問題に適切に対応するために、養護教諭の支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

2(1) 次に、教員の確保への取組についてお尋ねをいただきました。

まず、現在の教員採用への取組状況についてお答えを申し上げます。

議員お示しのとおり、今後5、6年は、約1,200名前後の数多くの退職が見込まれているところでございます。

そのため、優秀な教員を数多く確保するには、まずは多くの方に受験していただくという、こういう必要がございますので、平成24年度は受験説明会を、県外では川崎市始め5つの市で、それから県内では江南市・刈谷市において実施し、3,401名の参加を得たところでございます。

また、大学3年生に対しましても、例年10月頃から県内・近県の各大学へ出向いて、説明会を開催いたしております。

優秀な教員を確保するには数の確保だけでなく、多様な能力や経験を持つ人材を幅広く採用していくことも大切であります。

このため、選考方法等の工夫・改善に努めているところでございまして、民間での経験や特定の分野における優れた能力や経験を持つ方を評価する「社会人特別選考」、それからポルトガル語やスペイン語など「外国語が堪能な者を対象とした特別選考」、さらには教職経験を評価した「元教諭・講師経験者特別選考」、こういったものを順次導入してきたところでございます。

また、選考にあたりましては、単に専門知識だけでなく人物を重視していくことが大切でありますことから、「集団面接」、「集団討議」、「個人面接」の三つの口述試験を取入れておりますほか、二次試験の面接委員に臨床心理士やPTA関係者等の民間の方をできるだけ起用いたしまして、受験者の資質・能力を多面的に評価しているところでございます。

(2) 最後に、今後の取組についてでございます。

来年度は、受験説明会を新たに東三河地区でも開催することといたしているほか、応募者が少ない理数系教科を中心に「大学推薦特別選考」、こういったものを取入れるな

ど、より一層優秀な人材の確保に努めていくことといたしております。

今後とも、有識者を始め、民間企業・保護者・市町村教育委員会等からなる「公立学校教員採用選考試験選考会議」の場におきまして、一層の工夫・改善を図ってまいりたいとこのように考えております。

平成25年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分17番 民主党 河合洋介議員

【質問要旨】

体育・野外活動施設管理運営事業費について

- (1) 愛知県体育館の利用拡大について、重点改革プログラムによると、その目標として、平成24年度から順次毎年度3千人の利用者増を目標として掲げていますが、その進捗について、まずお聞かせください。
- (2) また、教育委員会として指定管理者との協議の中で、愛知県体育館の利用者増への具体的な取り組みについてお聞かせください。
- (3) 野外教育センターについて、指定管理者との意見交換を踏まえ、本年度の取り組み状況はいかがかお聞かせください。
- (4) また、県内自治体にとって、重要性は大変大きいものであると考えます。現在、そのあり方について検討が続いているが、県有施設としての必要性和存続について、教育長の御所見を伺いたい。

【教育長答弁要旨】

体育・野外活動施設管理運営事業費についてのお尋ねのうち、まず、初めに、愛知県体育館における利用拡大の進捗状況につきましてお答えいたします。

平成24年度の2月末現在の利用者数は、54万2,101人で前年度の同時期と比較しまして3.6%の利用の増加となっております。このままの利用で推移いたしますと、年間ベースで前年度と比較して、約2万人の増加が見込まれ、重点改革プログラムで掲げた3千人増の目標は大幅に上回るものと考えております。

これは、有名音楽家のコンサートなど規模の大きなイベントが開催されたことや平日利用の促進を図るため、ダンスやフィットネスを始めとする各種教室を開催したことなどによるものと考えております。

また、施設面では子育て世代が利用しやすいようキッズルームの設置も行っているところでもあります。

次に、利用者増への具体的な取組についてお答え申し上げます。愛知県体育館の利用拡大のためには、大規模な競技大会の誘致が最も重要になってくることから、県体

育協会やその加盟団体などを通じまして競技大会の情報を得ながら、その誘致のために県と指定管理者が連携して積極的な働きかけを行っているところであります。

また、各種学校行事での利用開拓も大切だと考えております。これまで平日に専門学校等の運動会利用はございましたが、まだまだ平日利用が十分でないため、指定管理者が私立幼稚園連盟や私学協会などに対し、学校行事としてのスポーツ大会や運動会はもとより様々な行事に施設を幅広く利用していただけるようPRに取り組んでおります。

このほか、施設の幅広い利用を図っていくために、今後は施設の予約方法や利用料金のあり方などについても検討をすすめていく必要があると考えております。

次に、野外教育センターの本年度の取組状況についてであります。

野外教育センターは、主に小中学生の野外活動に利用されているところでございますが、閑散期となる冬季期間の利用率の向上を図ることが大変重要な課題と考えております。このため、企業や大学に向けては研修利用を応援するプランを提案することなど、利用率向上を図っているところであります。

また、ファミリー層の利用拡大も重要でありますので、利用者が枝打ちや丸太切りなどを行ったり、五平もちを作ったりするなどの体験学習プログラムをより充実させております。

県内の小・中・高等学校に対しましても、夏場の野外活動の利用だけでなく、クラブ活動合宿や学習合宿など新しい利用形態を提案する案内チラシを配布するなど、積極的なPRに努めております。

当該施設は暖房設備が十分でないため、冬場の利用率向上には限界はありますが、これらの取組によりまして、平成24年度の閑散期（11月から2月まで）における宿泊者数は、平成23年度と比較しまして約1.5倍の利用となっております。

最後に野外教育センターの県有施設としての必要性と存続についてのお尋ねであります。

野外教育センターは、自然豊かな三河山間地域にあり、主に小中学生の野外活動に利用されていることから5月から8月までの利用は、ほぼ満杯の状況にあります。

また、豊富な体験ができることから小中学生に大変好評であり、毎年利用している小中学校も数多くあります。議員御指摘のとおり、施設を利用している自治体からは存続要望も出されております。

利用の範囲につきましても、周辺市町村を始め県内のほぼ全域に亘っており、県有施設として重要な役割を果たしていると考えております。

施設のあり方につきましては、平成25年度までに結論を得ることとなっておりますが、今後、閑散期を中心とした利用をさらに向上させていくことが、最も大切であると考えておりますので、引き続き利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

【要望】

1点、野外教育センターについて要望をさせていただきます。

景気が今よりも随分よかった頃には、県内の市町村の中でもこのような施設を自前で持って、管理しているところは多かったと思う。

知多半島でも大府市や知多市は、自前でこのような施設を所管しているが、今後のことを考えるとこのようなご時世ですので、基礎自治体で持って管理していくことは大変難しいと考える。

このような時代だからこそ、あくまで教育という観点でもって、県有施設として県で一カ所、管理運営していくことはこれから増々、重要性が増してくる。

宿泊率を利用率と捉えていることがあるようだが、宿泊定員が250人の同センターの宿泊率をビジネスホテルの稼働率を上げるかのように常に7～8割に上げることは難しいことだと思う。複数校の受け入れや雨天時の対応を考えると宿泊率を上げていくことを目標にしていくことは難しい施設であると感じる。

この施設の重要性はかなり高い施設であると認めるが、無駄があってはいけないと思う。重点改革プログラムの中にあるように指定管理者と検討しているところだと思うが、例えば、閑散期の冬季に一時閉鎖することや一般利用の拡大をどんどん図っていくなど思い切った改革に取り組んでいただき、ぜひとも同施設の存続を強く要望する。

平成25年2月定例議会 議案質疑（3月11日）教育長答弁要旨
第5区分19番 減税日本一愛知 加藤喜久江議員

【質問要旨】

特別支援教育について

小・中・高等学校等における特別支援教育の充実に向けて、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

【教育長答弁要旨】

小・中学校等における特別支援教育の充実に向けた取り組みについてお尋ねをいただきました。

特別支援教育への理解が進んだことや、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が在籍することなどから、小・中学校等におきましても、特別支援学級や通級指導教室など、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加しているという、こういう状況がございます。

こうした障害のある児童生徒一人一人に対しまして、適切な支援を行っていくためには、議員お示しのとおり、教員の特別支援教育についての専門性を向上させていくことが、非常に重要であると考えております。

このため、特別支援学級の担任や通級指導担当者を対象とした研修はもとよりでございますが、管理職や校内の支援体制整備の中心となるコーディネーターを対象とした研修、さらには、通常の学級の担任に対する研修など、それぞれの立場や役割に応じまして、また必要な場合には、幼稚園、高等学校も対象に含めまして、様々な研修を実施しているところでございます。

また、来年度の新たな取り組みといたしまして、通級指導教室のある小・中学校をモデル校に選び、発達障害等のある児童生徒に対する効果的な指導や支援の在り方について研究を行う予定でございまして、その成果を県内の各学校で活用してもらうことといたしております。

このような取り組みによりまして、障害のある子どもを支援する体制を整え、一人一人の教育的ニーズに適切にこたえてまいりたいと、このように考えております。

【要望】

先日、小学校と中学校の、特別支援学級の卒業生を励ます式典があり、いつまでも、仲良く交流していくための会として、最後にみんなで、合唱した『きみとぼくのラララ』の歌詞を紹介したいと思います。

さよならなんて 言わなくても いいよね また あえるね

元気で なんていわなくても 元気でまた会えるね

ぼくの見える空と きみを見る空は、つながっているから 同じそらだから

ラララ さよならのかわりに 涙のかわりに

ラララ きみとぼくのあいだに

ラララ 一つの歌

心がちょっと 痛いのは 笑顔がまぶしいからだね

さびしい なんていわないのが いいよね きっと あえるね

ぼくの歩く道と きみの歩く道は つながっているから 同じ道だから

ラララ 悲しみのかわりに 手を振るかわりに

ラララ きみとぼくのあいだに

ラララ ひとつの歌

ぼくのみる夢と きみを見る夢は つながっているから 同じ夢だから

ラララ さよならのかわりに 涙のかわりに

ラララ きみとぼくのあいだに

ラララ ひとつの歌

折しも卒業式シーズンではありますが、同じ仲間として心をつなぎ、いつまでも交流できるきっかけが持てたのは、学校が存在しているおかげでございます。これからも私たちは、この子たちの笑顔を絶やさない努力が大切であります。

特別支援教育の充実に向けての取り組みに対しての要望をお願いして終わります。

平成 25 年 2 月定例県議会 議案質疑（3 月 11 日） 教育長答弁要旨
第 5 区分 20 番 公明党 渡会克明議員

【質問要旨】

あいちグローバル人材育成事業費について

「スーパーイングリッシュハブスクール事業」のねらいは何であり、具体的にどのような取組を進められるのか。また、拠点となるハブスクール校をどのように選定し、どのような役割を期待しているのか、教育長に伺う。

【教育長答弁要旨】

あいちグローバル人材育成事業のうち、「スーパーイングリッシュハブスクール事業」についてご質問をいただきました。

まず、この事業のねらいでございますけれども、県内 12 地区に、英語教育の拠点となるハブスクール校を 1 校ずつ指定して、英語をコミュニケーションの道具として使いこなせる人材を育成するとともに、その成果を地区内の高等学校及び中学校・小学校に普及・還元することで、本県全体の英語力の向上をめざすということでございます。

具体的な取組につきましては、大学等と連携した英語指導法の研究、ディベートやディスカッションなど生徒の言語活動を積極的に取り入れた授業の実施、外部検定試験等の積極的な単位認定、国際機関と連携した国際交流事業の充実、こういったことを考えているところでございます。

また、ハブスクール校を中心として、小・中学校と高等学校の英語教員の合同研修会等を実施するなど、地域の小・中学校と高等学校との連携をすすめて、小・中・高のつながりのある英語教育の在り方についても研究してまいりたいと考えております。

ハブスクール校の選定につきましては、現在検討中でございますが、県内全体でバランス良く事業を展開したいと考えておりますので、国際教養科や国際理解教育に関するコースをもつ学校などを中心に、各地域の拠点となるにふさわしい学校を選んでまいりたいと考えております。

なお、ハブスクール校におきましては、イングリッシュキャンプや高校生海外チャレンジ事業にも積極的に参加してもらうことを期待しているところでございます。

【要望】

大村知事の教育懇談会の議論も参考に要望をしたいと思います。

あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業は、事業目的にあるように、世界を舞台に挑戦し、活躍できる人材を育成するということでございます。

私も大変期待しているところでございます。これは大村知事が掲げる世界と闘えるあいち名古屋をめざすためには、県内のみならず、全国から優れた人材を集め育成すべきであり、そのためには生徒・保護者が注目するような特筆すべき教育環境を構築しなくてはなりません。その具体策として、大都市には欠かせない教育インフラとしてスーパーイングリッシュハブスクールをつくる必要があると考えます。

私は、このスーパーイングリッシュハブスクール校をグローバルな特色をもつスーパー進学校として位置づけたらと思います。たとえば通学区域いわゆる学区ですね、や県内の12のブロックにはとらわれずオール愛知から選抜するのが基本とし、あえて地域を意識したとしても、尾張、名古屋市内、西三河、東三河計4校に、たとえばでありますけれども、絞るなど愛知の教育は、県内のどこに住んでいても一定の大学進学環境を提供するといった教育環境の均等化に重きをおいてきたと思います。それが愛知の教育の特色だと思えます。今まではよかったし、これからもこれでよいのかもしれない。

ただし、愛知県や名古屋市が厳しい大都市圏間の競争に勝ち抜くには、教育的な是非論は別にして、飛び抜けた進学校をつくることは、避けて通れないことであると思えます。

受験競争をあおり、学校間の格差の拡大につながる、こういう反対論もあるとは思いますが、しかし、学校は、入学試験という選抜を行う限り、必ず序列化が生まれます。現在の複合選抜制度でも存在します。複合選抜の見直しの議論は、大いに必要だとは思いますが、今回は先に送るとしても、自由競争社会のもとで、子供たちが自分の夢を明確にもち、その目標に向け、自分で望んだ高校で、努力をする、そこには、健全な競争が存在すると思えます。このことが、今の時代、とても大切ではないかとも感じます。また、産業振興と教育とは、切り離すことができません。自動車産業、航空宇宙産業をはじめ、さらなる国内外からの企業誘致を考えたとき、子女の通う学校の存在を抜きには語れません。大企業の管理職、教育者、科学者、エンジニアなど、教

育環境を理由に愛知県に住むことに難色を示す人がいます。たとえば、大企業の在名支店、支社の管理職は子どもが中学生以上の場合、ほとんどが単身赴任だといいます。これは、自分の子どもを通わせたいと思う中学、高校が愛知県にはないからです。

また、愛知県に本社をおく、有力企業のトップにも子どもを東京の私立中学や高校に通わせている方が何人もいるそうです。引き合いに出して申し訳ありませんが、東大に50名以上合格する高校がいくつもある東京の人たちから、残念ながら愛知県には、まともな進学校はないと思われています。こうした認識をかえるには、東大合格者が全国5指にはいるぐらいの進学校を愛知県につくる、こういうことも考えられます、いわゆるスーパー進学校が本格的な国際空港や高度な医療機関などと同列の大都市に欠かせないインフラとして必要なものであります。

以上申しのべたことを考えると、繰り返しますが、私は、スーパーイングリッシュハブスクールをグローバルな特色をもち、スーパー進学校として位置づけ、全国に発信すべきではないかと思えます。以上提案して要望とします。

平成25年2月定例県議会文教委員会(3月12日)

○議案審査(1件) : 早期議決を要する議案

第53号議案

平成24年度愛知県一般会計補正予算 第6号

第1条 歳入歳出予算の補正の内 歳出 第11款 教育費

第1項 教育総務費から第7項 保健体育費まで

第2条 繰越明許費の補正の内 歳出 第11款 教育費

第4項 高等学校費 第5項 特別支援学校費

【議案質疑】

直江 弘文 委員 (自由民主党)

○不登校対策実践研究事業費について

- ・具体的な事業内容、小・中学校、高等学校における不登校数

鈴木 正委員 (自由民主党)

○総合技術高等学校整備費について

- ・近隣住民の対応状況

平成25年2月定例県議会文教委員会(3月18日)

○議案審査(2件)

第1号議案

平成25年度愛知県一般会計予算

第1条 歳入歳出予算の内 歳出 第11款 教育費

第1項 教育総務費から第7項 保健体育費まで

第2条 繰越明許費の内 歳出 第11款 教育費

第3条 債務負担行為の内 高等学校耐震改修工事

愛知総合工科高等学校建設工事

第36号議案

愛知県立学校条例の一部改正について

【議案質疑】

直江 弘文 委員(自由民主党)

○愛知総合工科高等学校について

吉田 真人 委員(自由民主党)

○スクールカウンセラーについて

【一般質問】

直江 弘文 委員(自由民主党)

○キャリア教育について

- ・具体的な内容

日比 たけまさ 委員(民主党)

○キャリア教育について

- ・国の動きはどうか。
- ・「キャリア教育推進の手引き」「キャリア教育推進DVD」の活用状況
- ・小・中学校、高校との連携

- ・ インターンシップ等受入れ企業選定等に係る現場での実態把握、支援
- ・ 全国産業教育フェア愛知大会の活用

○特別支援学校における児童生徒の安全対策について

- ・ 避難訓練を始めとするソフト面での防災対策
- ・ いなぎわ特別支援学校におけるスクールバス運行計画

○養護教諭の勤務実態について

- ・ 経験不足等による負担感・不安感への対応

東 裕子 委員（減税日本一愛知）

○ICT教育について

- ・ 教員のICT活用指導力向上への取組
- ・ ICT機器を活用した授業実践の成果や課題、今後の整備方針
- ・ 校務の情報化の取組状況と今後の目標

犬飼 明佳 委員（公明党）

○体育館の非構造部材の耐震化の推進について

- ・ 非構造部材の耐震点検の進捗状況
- ・ 避難所指定されている県立学校と体育館の避難所指定の状況
- ・ 避難所指定体育館のつり天井落下防止等の耐震化の状況、対策
- ・

野田 留美 委員（減税日本一愛知）

○中学校におけるダンス必修化について

- ・ 必修化の状況
- ・ ダンスを専門とする外部指導者の状況

○保護者と学校との関係づくりについて

- ・ 市町村教育委員会への働きかけ

吉田 真人 委員（自由民主党）

○不登校の状況と対策について

- ・不登校の定義と実態
- ・スクールカウンセラーの対応状況

○土曜授業について

- ・愛知県における検討状況
- ・平日の授業時間数における子どもへの影響
- ・愛知県の今後の取組

かじ山 義章 委員（民主党）

○スクールカウンセラーについて

- ・学校内での情報共有等について

谷口 知美 委員（民主党）

○教員のメンタルヘルスについて

- ・「メンタルヘルス支援の手引き」の内容、配布状況
- ・校種別精神性疾患による休職者数や教員全体における割合
- ・労働安全衛生管理体制の整備状況
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・県による教員の健康面へのサポート体制